

第4章 施策の方針

生きもの紹介

モノサシトンボ(オス)

池や水たまりに生息しています。

4月～10月に見られます。

市内では、北部丘陵の一部の谷戸で見られます。



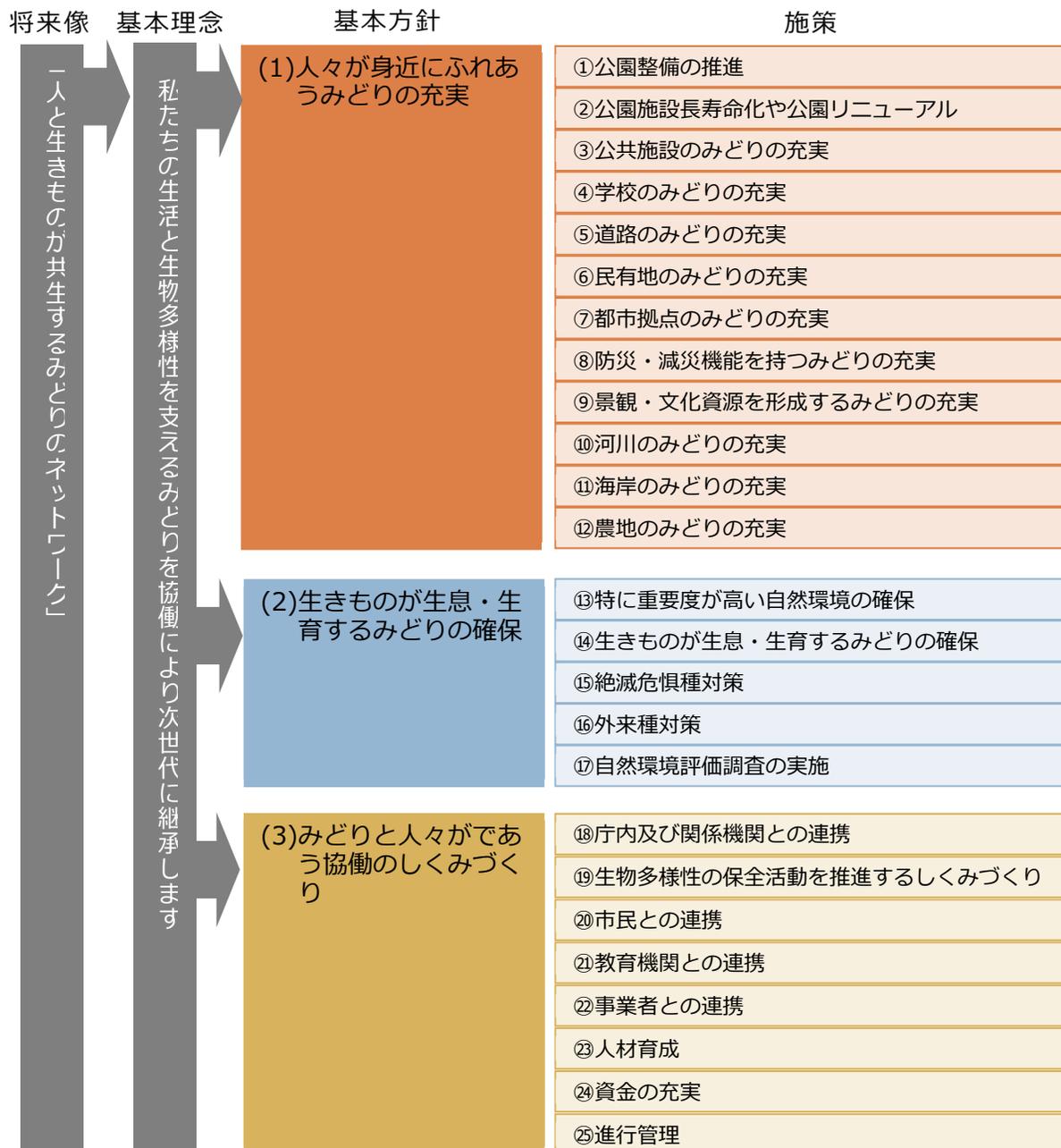
イラスト 森上義孝

第4章 施策の方針

1. 施策の体系

第2章で定めた基本方針「(1)人々が身近にふれあうみどりの充実」、「(2)生きものが生息・生育するみどりの確保」、「(3)みどり与人々がであう協働のしくみづくり」に沿って、第4章では施策を体系化しました。

なお、「施策の概要」に位置づけた各施策については、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」に反映し、それぞれの施策が位置づけられている個別計画も含めて実施内容や実施時期の調整を行いながら実施するものとします。



施策の体系



2. 施策の概要

(1) 人々が身近にふれあうみどりの充実

①公園整備の推進

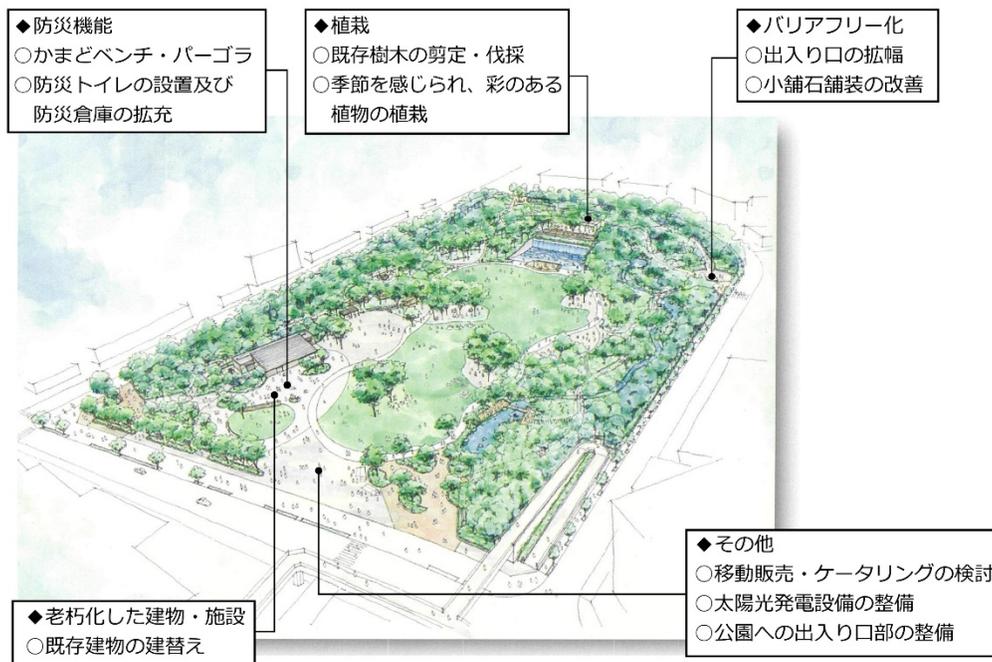
- ・公園の整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域への配置を推進します。
- ・公有地化による整備だけでなく、Park-PFIなどの民間活力を導入した整備や借地による整備などを推進します。
- ・市民に親しまれる公園とするため、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。
- ・周辺のまちづくりと調和のとれた公園とするため、必要に応じて公園区域の見直しを検討します。

②公園施設長寿命化や公園リニューアル

- ・「公園施設長寿命化計画」の策定による、遊具などの公園施設の長寿命化を推進します。
- ・長寿命化や公園リニューアルにあたっては、周辺のまちづくりの状況を踏まえながら、防災・減災機能の充実やユニバーサルデザインへ配慮するとともに、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。

～再整備のねらい～

現状のみどりを活かしながら、市民の身近なオアシスとして「より使いやすく」、「より美しく」、「より災害時機能が充実した」公園に再整備します。



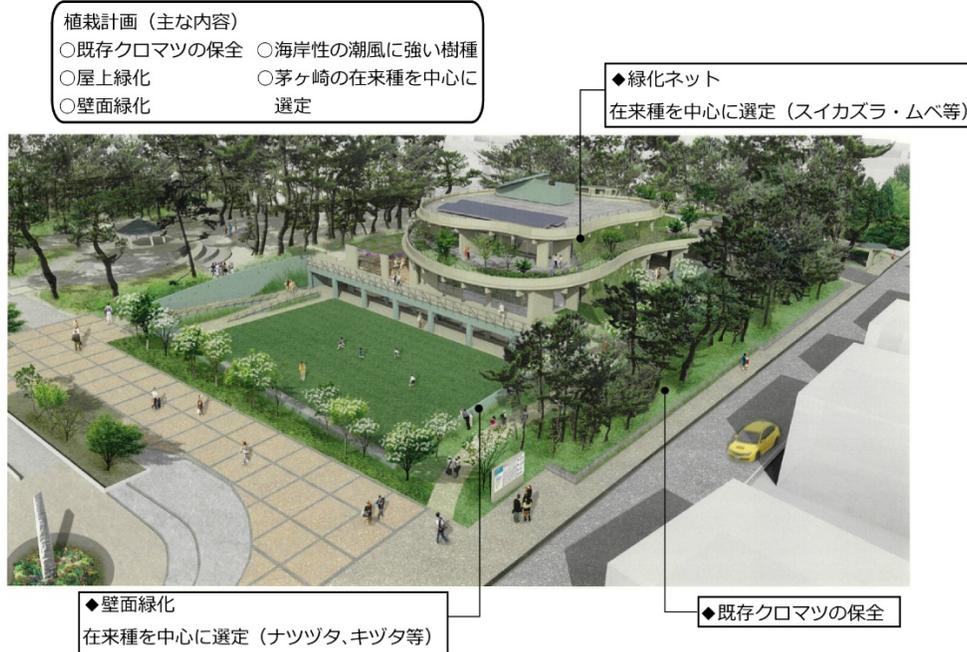
中央公園リニューアルのイメージ

出典:茅ヶ崎市(平成30年(2018年))「平成29年度第2回みどり審議会資料」より作成

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/617/2902midorishinhoukoku1.pdf

③公共施設のみどりの充実

- ・公共施設では、立地特性を踏まえて、市民の日常生活空間にうるおいを与え、地域のモデルとなる緑化を推進します。
- ・「⑩生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり」に位置づけた緑化ガイドラインを活用するとともに、木材利用の指針の整備などを検討します。



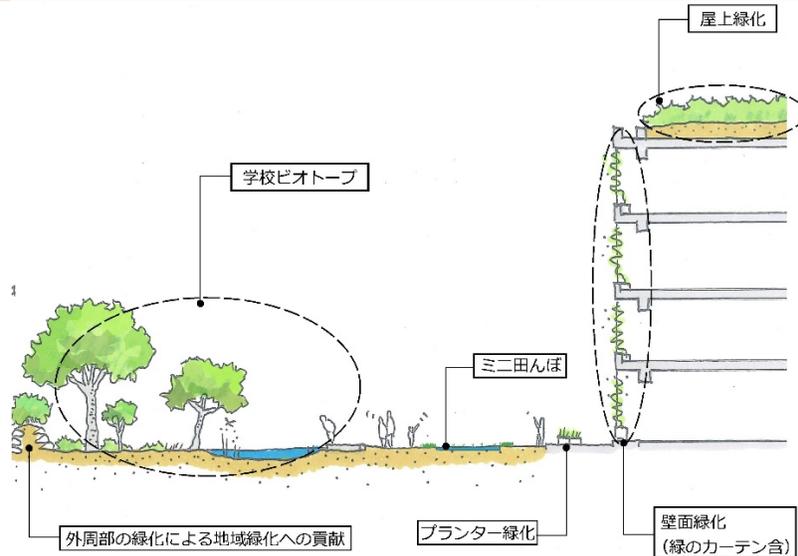
茅ヶ崎公園の植栽イメージ

出典：茅ヶ崎市 HP をもとに作成

http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kyouiku/taikengakushu_center/index.html

④学校のみどりの充実

- ・学校の施設管理面に考慮しながら外周部や屋上など施設内の緑化を推進します。
- ・整備した緑地の環境教育への活用を推進します。
- ・市民と連携した学校ビオトープの設置や調査に関する支援を検討します。



学校のみどりのイメージ



⑤道路のみどりの充実

- ・道路整備や街路樹リニューアルにおいては、地域にふさわしい樹種による街路樹緑化を推進するとともに、国道や県道の道路緑化についても働きかけます。
- ・道路整備後に残地が発生した場合は、交流の場としてのポケットパーク整備を検討します。
- ・街路樹の効率的な維持管理を推進します。

⑥民有地のみどりの充実

- ・みどり豊かなまちづくりを推進するため、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」や「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」、景観法に基づく協議などを活用し、民有地の緑化を推進します。
- ・住宅などの民有地緑化や市街地に残された樹木の保全を支援します。
- ・樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけるグリーンバンク制度を推進します。
- ・市街地における公開された緑地の創出を図るため、市民緑地制度の活用を促進します。

⑦都市拠点のみどりの充実

- ・都市拠点[※]においては、人が集まり賑わいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出を目指し、近隣住民との協議や景観法に基づく協議などを活用し、緑化を推進します。

※都市拠点：「ちがさき都市マスタープラン」で位置づけている茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺、香川駅周辺の鉄道駅を中心とした拠点施設

⑧防災・減災機能を持つみどりの充実

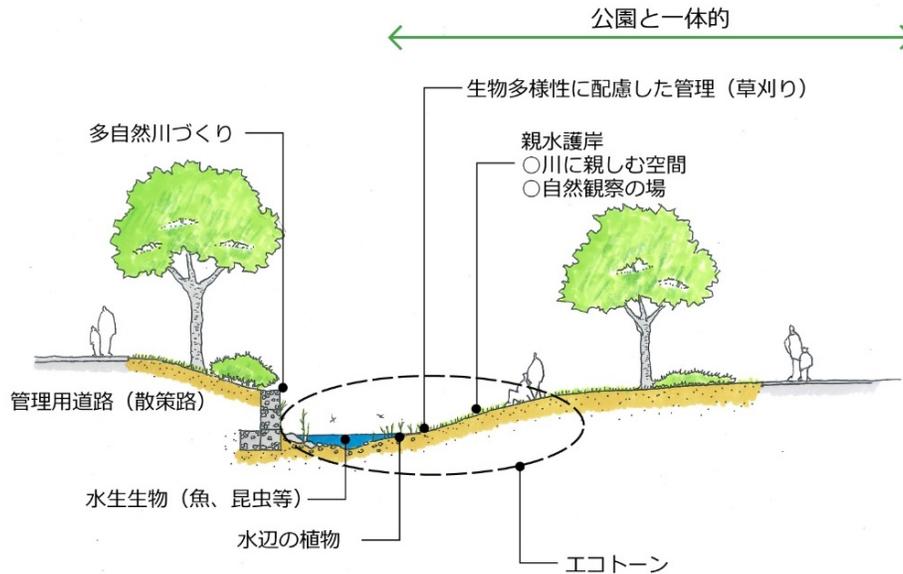
- ・みどりの防災・減災機能に着目し、農産物の生産の場としてだけでなく、遊水機能などを有している水田などの農地や樹木の保全を推進します。
- ・延焼遅延や雨水貯留機能などを持つ街路樹や市街地の樹木などのみどりの保全を推進します。

⑨景観・文化資源を形成するみどりの充実

- ・良好な景観を形成するみどりの保全・再生・創出を推進するため、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」や「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、沿道のみどりの充実などを誘導します。
- ・市民が日常望見する位置にあり、景観上也優れている赤羽根の斜面林については、特別緑地保全地区の指定を推進します。
- ・市民ボランティアによる社寺林などの実態調査を進めるとともに、文化財や景観重要樹木などの保全を推進します。
- ・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携し、自然とふれあい、歴史をめぐる回遊動線の検討など優れた地域資源を活用します。

⑩河川のみどりの充実

- ・河川整備や既設護岸の改修にあたっては、河川の状況に応じて、多自然川づくりや水辺に親しみ自然とふれあえる親水護岸の整備、散策路となるような管理用通路の緑化を検討します。
- ・維持管理における生物多様性の保全に配慮した草刈りの実施や土砂の管理を検討します。



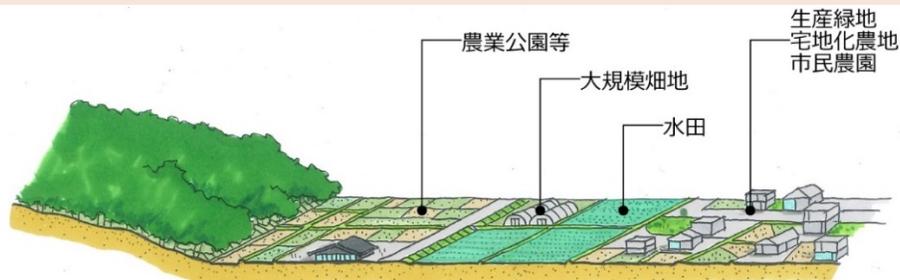
河川のみどりのイメージ

⑪海岸のみどりの充実

- ・海岸特有の生きものの生息・生育環境として貴重な砂浜などの飛砂や潮風から住民の生活を守る海岸のみどりの保全・再生に向けた事業を推進します。

⑫農地のみどりの充実

- ・神奈川県が指定する農業振興地域及び市が指定する農用地区域については、市の農業振興の拠点として指定の継続を推進します。
- ・市街地の農地を確保するため、生産緑地地区の追加指定とともに、特定生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)に基づく制度の活用に取り組みます。
- ・農地の保全に寄与する市民農園や観光農園、茅ヶ崎産農産物を学校給食へ活用する地産地消を推進するとともに、環境保全型農業に関する事業を支援します。



市内の農地のみどりのイメージ



(2) 生きものが生息・生育するみどりの確保

⑬特に重要度が高い自然環境の確保

- ・自然環境評価調査により特に重要度が高いと評価された自然環境を保全するとともに、対象地区に応じた保全制度(特別緑地保全地区やみどりの保全地区)の適用と保全管理計画に基づく市民団体などとの協働による管理を推進します。
- ・定期的に自然環境評価調査を実施し状況を把握するとともに、周辺で土地利用がある場合などは、自然環境保全への配慮を働きかけます。

<保全制度と保全管理計画の状況一覧> ※平成30年(2018年)2月時点

地区名	保全制度など	保全管理計画
柳谷 行谷	県立茅ヶ崎里山公園 ※未指定 特別緑地保全地区候補地	県により策定済み ※未策定
清水谷	特別緑地保全地区	策定済み
赤羽根字十三 長谷	特別緑地保全地区 ※未指定 土地利用(工事中)が行われているが、植物の保全策について協議を行っている。(一部は敷地内で移植済み)	策定済み ※未策定
平太夫新田	河川区域	一部区域(市占用地)のみ策定済み
柳島	保安林及び柳島キャンプ場	一部区域(柳島キャンプ場)のみ策定済み

2 将来像

清水谷の多様な自然環境を保全し、将来に引き継ぎ、自然にふれあえる場所とします。

清水谷周辺は、古くから水田として利用されている湿潤な谷戸底や、かつて薪炭林として利用されていた斜面林といった多様な自然環境が残されており、これらを一体的に保全する必要があります。また、谷戸環境に依存する動植物に配慮し、現在見られている動植物が遠い先の将来まで見られるように自然環境の保全を行う必要があります。清水谷特別緑地保全地区は、優れた自然環境と景観を「見て・感じて・ふれあう」ことで豊かな感性を育む場とします。



3 保全管理

3-1 保全管理の目的と目指すべき将来像

■目的

小面積の中に存在する細流、湿地、樹林、草地などの多様な環境を維持し、国、県、市のレッドデータ種や市内では赤羽根十三園周辺特別緑地保全地区以外ではほとんど確認できない生物、自然環境評価調査における指標種をはじめとした多様な種の生息・生育環境を確保することを目的とします。

赤羽根字十三園周辺特別緑地保全地区の将来像
貴重な生態系を保全することで、多様な生きものの生息・生育空間を確保し、将来に引き継ぐ場所とする。

赤羽根字十三園周辺特別緑地保全地区保全管理計画は、特別緑地保全地区の将来像を実現し、貴重な自然環境を将来に引き継ぐために必要な事項を位置づけたものです。

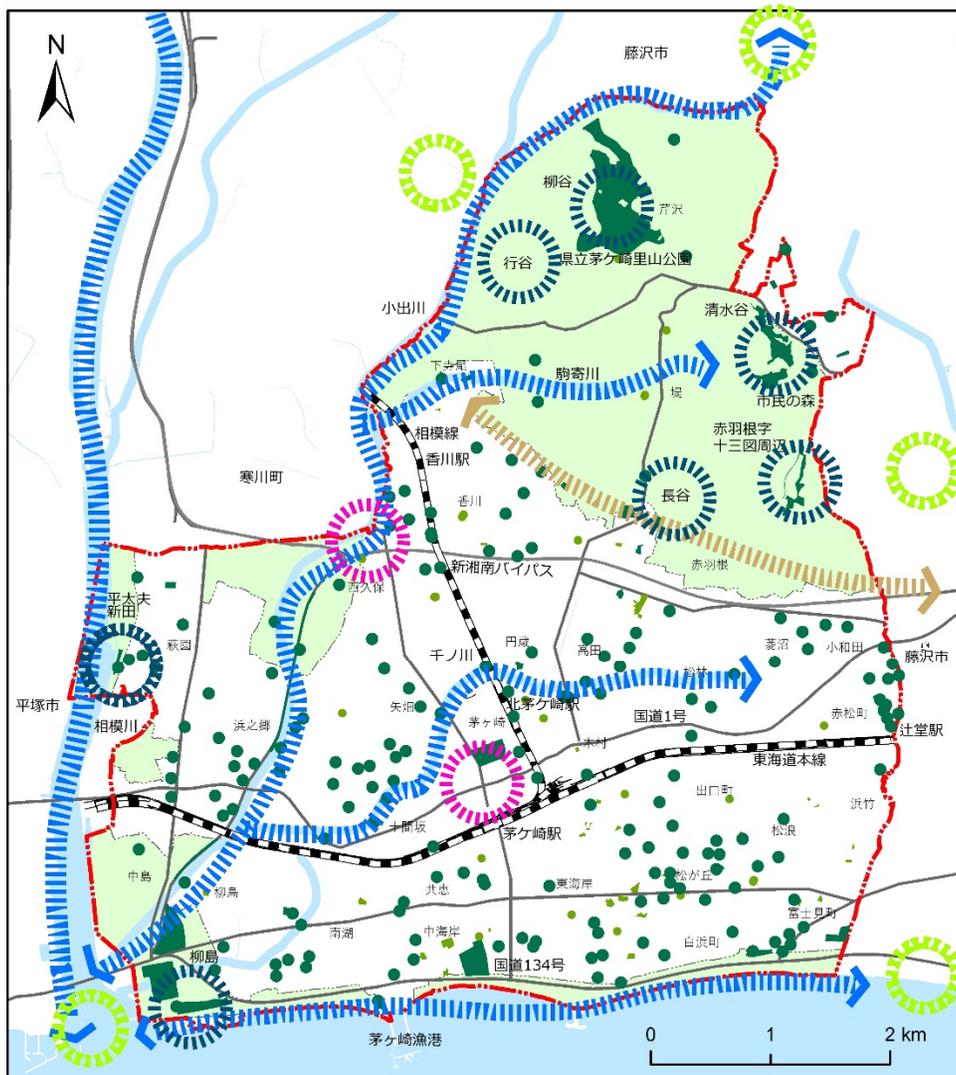


保全管理計画将来像イメージ

左：清水谷 右：赤羽根字十三園

⑭生きものが生息・生育するみどりの確保

- ・自然環境を保全し、動物などが連続して移動できるように配慮した生態系ネットワークの形成を推進するため、地域制緑地制度などを活用します。
- ・保存樹林・保存樹木制度やみどりの保全地区制度の指定を推進します。
- ・「自然環境保全条例」(神奈川県)により指定されている自然環境保全地域(甘沼・中赤羽根・上赤羽根)や飛砂防備保安林・水害防備保安林の継続を働きかけます。
- ・これまでの自然環境評価調査の指標種の確認地点から抽出された生きものの移動経路として重要な場所(中央公園周辺・小出川大曲橋周辺)におけるみどりの保全・再生・創出を推進します。



凡例

- | | | | |
|--|-------------------|--|-------------|
| | 拠点となる生きものの生息・生育空間 | | 市街化調整区域のみどり |
| | 生きものの移動経路として重要な場所 | | 都市公園・緑地 |
| | 周辺市町の生態的に重要な地域 | | 保存樹木・樹林 |
| | 河川・海岸の生態系ネットワーク | | |
| | 陸域の生態系ネットワーク | | |

生態系ネットワーク形成上重要な地点・地域
(第3章 環境保全機能からみた配置方針図(再掲))



⑮ 絶滅危惧種対策

- ・「茅ヶ崎市レッドリスト 2017」の掲載種の生息・生育環境の保全・再生を推進します。
- ・自然環境評価調査と連携した「茅ヶ崎市レッドリスト 2017」の掲載種の詳細な生息・生育環境の把握などを検討します。
- ・「茅ヶ崎市レッドリスト 2017」の周知を行うとともに、土地利用などが行われる場合は保全への配慮を働きかけます。

茅ヶ崎市レッドリスト 2017 掲載種数

分類群	合計	絶滅種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種
植物	207 種	58 種	85 種	64 種
ほ乳類	4 種	1 種	3 種	-
鳥類	65 種	1 種	37 種	27 種
両生類	4 種	-	1 種	3 種
は虫類	6 種	-	2 種	4 種
魚類	13 種	6 種	5 種	2 種
昆虫類	113 種	31 種	49 種	33 種
甲殻類	3 種	-	2 種	1 種
貝類	7 種	3 種	3 種	1 種



植物 絶滅危惧種
(ヒメハギ)



鳥類 絶滅危惧種
(アオバト)



両生類 準絶滅危惧種
(シュレーゲルアオガエル)



昆虫類 絶滅危惧種
(ヒメマイマイカブリ)

茅ヶ崎市レッドリスト 2017 掲載種

「茅ヶ崎市レッドリスト 2017」の3つのカテゴリ

絶滅種…過去には確認されていたが、今現在(概ね10年間)確認されない種。

絶滅危惧種…近い将来(10~20年後)絶滅が心配される種。この中には、1か所しか確認されないもの、個体数が極端に少ないもの等も含まれる。

準絶滅危惧種…すぐに絶滅は考えられないが、絶滅が心配される種。

出典：茅ヶ崎市(平成30年(2018年))「第3回茅ヶ崎市自然環境評価調査 概要報告」

⑩外来種対策

- ・市民などに対して外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止策の実施や支援を検討します。
- ・「生態系被害防止外来種リスト」掲載種のうちオオキンケイギクやアレチウリ、オオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物や、特に在来生物の生息・生育を脅かすミシシippアカミミガメやアメリカザリガニなどの外来生物の放逐禁止や愛護動物の遺棄の禁止を周知します。
- ・「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」などに基づく協議において、引き続き外来種を用いない緑化を働きかけるなど、民有地の緑化における外来種対策を推進します。



植物(オオカワヂシャ)



ほ乳類(クリハラリス)



鳥類(ガビチョウ)

地域の生態系を脅かすおそれの高い外来生物

出典：環境省(平成 27 年)「生態系被害防止外来種リスト」

⑪自然環境評価調査の実施

- ・市民との協働で実施している「茅ヶ崎市自然環境評価調査」を継続していくとともに、調査を継続的に実施するため、調査員の養成などの事業を推進します。
- ・調査結果を蓄積し、特に重要度が高い自然環境の保全をはじめとする様々な施策に活用していきます。



第 3 回茅ヶ崎市自然環境評価調査の調査風景



(3) みどりと人々がであう協働のしくみづくり

⑱ 庁内及び関係機関との連携

- ・生物多様性の保全などに関する国の方向性や事業に関わる情報収集をはじめ、市域を越えた対策が必要な課題(外来種対策、河川・海岸環境の改善など)については、必要に応じて国や神奈川県、近隣市町村との連携を図ります。
- ・国や県が市域で実施する公共事業について、生物多様性に影響を及ぼす可能性が見込まれる場合などに生物多様性の保全や配慮を働きかけます。
- ・市の関係各課の自然環境や生物多様性の保全などに関する情報共有や対応策の検討のため、自然環境庁内会議を活用します。
- ・「茅ヶ崎市環境基本計画」と密接に関わりがあることから、関係部局や「茅ヶ崎市環境審議会」などとの連携を継続します。

⑲ 生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり

- ・将来にわたって生物多様性の恵みを享受していくため、生物多様性の保全と持続可能な利用を様々な社会経済活動の中に組み込むこと(生物多様性の主流化)を促進します。
- ・地域にふさわしい在来種による緑化や生きものの生息・生育環境となるような緑化を目指す緑化ガイドラインを策定し、公共施設整備や土地利用の際の配慮を促進します。
- ・生物多様性に関する調査や保全管理活動などの拠点としての機能や情報の収集、学習・普及の拠点としての機能をもつ生物多様性センターの整備を検討します。生きものや市内のみどりに関する情報を収集・発信するとともに、身近なみどりの調査・保全活動を推進します。
- ・情報発信は、みどりに関する制度の周知やイベント情報、生きものの生息・生育状況、公園・緑地の魅力、市民農園などの市内のみどりに関する情報だけでなく、生物多様性の恵みや保全にあたっての課題などについても行き、リーフレットの作成や講演会の開催、ホームページ、SNSの充実など、様々な人が情報を得られるような手法を検討します。



ニュースレターちが咲き

茅ヶ崎市景観みどり課
facebook

出典：ニュースレターちが咲き

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/ryokka/1024754.html>

茅ヶ崎市景観みどり課 facebook

https://www.facebook.com/TownscapeAndGreenSection/?ref=aymt_homepage_panel

②0市民との連携

- ・特に重要度が高い自然環境をはじめ、河川や海岸、市街地に残された樹林などの維持管理への市民参加を推進するため、情報提供や団体活動の周知などを支援します。
- ・生物多様性に配慮したみどりの保全・再生を目的としたみどりの管理団体に対しては、自然環境保全ボランティア斡旋制度や「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」などに基づいた支援を実施します。
- ・市民の共有財産である身近な公園の管理について地元自治会などの地域の団体と連携することにより、協働による公園の管理運営を行う公園愛護会制度を推進します。



保全活動団体の活動報告



公園愛護会の手引き

自然環境保全ボランティア斡旋制度 に登録しよう！

【自然環境保全ボランティア斡旋制度とは】
本制度は、日頃から市内で保全管理作業に係る団体や土地所有者の方と、自然環境保全のボランティアに興味がある方をつなぐことで、よりみどり豊かな茅ヶ崎市を維持していくことを目的としています。また、保全管理作業の担い手の育成や継承を目的とした取り組みです。

【市内の自然環境保全に係るボランティアに参加したい、興味がある方】
ボランティアに興味はあるものの、「受け入れてくれる団体があるかわからない！まずは体験してみたい！」と一歩踏み出せずにいる方はぜひ、本制度を利用して茅ヶ崎の豊かな自然環境の中で、草刈りや外来種除去等の作業に参加してみませんか？
ボランティアとして一度ご登録いただくと、参加可能な作業情報を随時お知らせいたします！参加してみたい作業が見つかりましたら、景観みどり課までご連絡ください。受入者へお伝えします。

【保全管理活動に係る団体・土地所有者の方】
団体活動の担い手が年々不足している、作業を通してもっと多くの方に活動を知ってほしい、と感じている方はぜひ、本制度を利用して、ボランティアに興味をお持ちの方へ作業概要や団体活動の情報をお知らせしていきますませんか？
ボランティア受入者として一度ご登録いただくと、上記ボランティア登録者へ作業情報等を随時配信します！そして、作業への参加を希望する方をおつなぎいたします！

作業前

作業後

お問い合わせ先
茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 みどり担当
TEL：0467-82-1111
FAX：0467-81-8377
メール：kekkan.midori@city.matsugasaki.kanagawa.jp

【制度の主な流れ】

自然環境保全ボランティアに参加されたい方

ボランティアとして登録してください。まずはお気軽にご連絡ください。

興味がある、参加したい作業があれば、ご連絡ください。

作業当日
受入者の方と協力し、作業してください。

茅ヶ崎市景観みどり課

登録後
登録決定通知をお送りします。

作業内容や団体についての情報をお知らせします。

多岐を希望される作業の詳細情報をお知らせします。

参加を希望される登録者の情報（人数・氏名）をお知らせします。

作業の内容の把握のため、事故等の際の事後対応のため、報告書を作成します。

団体・土地所有者の方

受入者として登録してください。詳細をご確認ください。

ボランティアを募集したい作業・イベントの情報をお知らせください。

作業当日
ボランティアの方と協力し、作業してください。

作業後30日以内に、報告書をお送りしてください。

【作業】の注意

- ・1人1人、作業内容に合わせて作業してください。
- ・作業の際は、景観みどりの要領を必ずご確認ください。
- ・本制度を利用し、ご希望の際は、個人情報を提供いただく場合があります。お申し込みの際、お電話（インターネット等）で確認ください。
- ・「0467-82-1111」でお問い合わせください。
- ・「茅ヶ崎市景観みどり課」のホームページを参照してください。

研修会（随時開催）
作業内容・市内の自然環境・作業時の注意点・関係制度等に説明します。

自然環境保全ボランティア斡旋制度



②①教育機関との連携

- ・みどりに関する教育の推進や学校緑化の推進を図るため、情報提供や本計画の周知を行います。
- ・参加型イベントや食育などを通じて、みどりや生物多様性の価値を伝えるなど、次世代の活動を担う子供たちへの教育に関する事業を推進します。
- ・みどりに関する講座や観察会の実施などを教育機関へ働きかけます。

②②事業者との連携

- ・事業者による保全活動への参加や工場敷地の緑化などを推進するために情報提供を行います。
- ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携した事業を推進するとともに、商店街などでのみどりの創出の事業を支援します。
- ・市民団体や地域との連携を支援するための情報提供を行います。

②③人材育成

- ・市民によるみどりの保全・再生・創出や生物多様性保全の活動を継続していくため、活動の担い手となる人材育成を推進します。
- ・みどりや生物多様性への関心を高めるとともに、新たな活動の担い手の確保や活動の中心となる人材を養成できるような講座や講演会などを実施します。



生物多様性に関する講演会



自然観察会

②④資金の充実

- ・本市では「恵まれた自然と調和したうるおいのあるまちづくり」を目標として「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」を設置しています。基金の充実策の検討や寄附の呼びかけを実施します。
- ・公園が不足し充実が求められる地域への公園整備や公園施設長寿命化、公園リニューアルなど本計画を推進するために必要な財源確保手法について、先進事例(横浜みどり税など)を参考に検討します。



緑のまちづくり基金の流れ



緑のまちづくり基金の募金箱

②⑤進行管理

- ・施策の実施内容について必要に応じて「茅ヶ崎市みどり審議会」による調査審議を行うとともに、実施状況を報告し、市民に公表します。
- ・茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議による進行管理を行うとともに、自然環境庁内会議において自然環境や生物多様性の保全などに関する情報共有や対応策を検討します。



3. 重点的に進める事業

本計画が目指す『みどりの将来像』の実現に向けた事業の方向性や実施時期の考え方を示します。これらの考え方を踏まえながら、「茅ヶ崎市総合計画実施計画」と実施内容や実施時期の調整を行い、個別の事業を推進します。

重点的に進める事業 基本方針(1)人々が身近にふれあうみどりの充実

基本方針	施策	事業内容	実施時期	
			前期	後期
(1)人々が身近にふれあうみどりの充実	①公園整備の推進	公園が不足し充実が求められる地域での公園整備の検討	○	○
	②公園施設長寿命化や公園リニューアル	「公園施設長寿命化計画」の検討	○	○
	③公共施設のみどりの充実	緑化ガイドラインの作成	○	
	④学校のみどりの充実	緑化ガイドラインの作成	○	
	⑤道路のみどりの充実	緑化ガイドラインの作成	○	
	⑥民有地のみどりの充実	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(保存樹林等・市民緑地など) 「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の推進 民有地緑化への支援	○	○
			○	○
			○	○
	⑧防災・減災機能を持つみどりの充実	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(保存樹林等・市民緑地など)	○	○
	⑨景観・文化資源を形成するみどりの充実	特別緑地保全地区指定の推進(赤羽根斜面林)	○	○
⑫農地のみどりの充実	市街地の農地保全の推進	○	○	

重点的に進める事業 基本方針(2)生きものが生息・生育するみどりの確保

基本方針	施策	事業内容	実施時期	
			前期	後期
(2)生きものが生息・生育するみどりの確保	⑬特に重要度が高い自然環境の確保	特別緑地保全地区指定の推進(行谷)	○	○
		「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(みどりの保全地区など)	○	○
	⑭生きものが生息・生育するみどりの確保	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(みどりの保全地区など)	○	○
	⑮絶滅危惧種対策	「茅ヶ崎市レッドリスト 2017」の周知と保全への配慮の働きかけ	○	○
	⑯外来種対策	情報発信や拡散防止の推進	○	○
	⑰自然環境評価調査の実施	調査実施と調査員養成	○	○

重点的に進める事業 基本方針(3)みどりと人々がであう協働のしくみづくり

基本方針	施策	事業内容	主体	実施時期	
				前期	後期
(3)みどりと人々がであう協働のしくみづくり	⑱庁内及び関係機関との連携	自然環境庁内会議の実施	市	○	○
	⑲生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり	緑化ガイドラインの作成	協働	○	
		情報発信	市	○	○
		生物多様性センター機能の検討	協働	○	
	⑳市民との連携	市民団体への支援	協働	○	○
	㉑教育機関との連携	みどりに関する講座や観察会の実施	協働	○	○
	㉒事業者との連携	茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会などとの連携	協働	○	○
	㉓人材育成	講座等の実施	協働	○	○
	㉔資金の充実	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	協働	○	○
新たな財源の検討		市	○		